

平成 26 年度第 2 回岩手県子ども・子育て会議

日 時：平成 26 年 9 月 24 日（水）
10：00～11：30

場 所：岩手県水産会館 5 階 大会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告

「支援計画部会」及び「こども育成部会」の会議概要について

4 協 議

いわて子どもプラン（仮称）（案）について

5 閉 会

岩手県子ども・子育て会議委員名簿

区分	分野	所属団体	職名	氏名	備考①
子どもの 保護者	保育所保護者	(社福)あすなろ会 かがの保育園・保護者会	会長	山本 学	
	幼稚園保護者	岩手県私立幼稚園PTA連合会	会長	中島 伊織	
	小学生保護者	岩手県PTA連合会	副会長	五十嵐 のぶ代	欠席
			副会長	鎚 洋高	代理
	中学生保護者	岩手県PTA連合会	副会長	熊谷 義弘	
子ども・ 子育て 支援 事業者	保 育	岩手県社会福祉協議会・保育協議会	会長	藤本 達也	
		日本保育協会岩手県支部	支部長	中村 美喜子	
		岩手県私立保育園連盟	会長	佐々木 政弘	
	教 育	岩手県国公立幼稚園協議会	事務局長	村上 幸子	
		岩手県私立幼稚園連合会	会長	坂本 洋	
	子育て支援	NPO法人いわて子育てネット	副理事長	両川 いずみ	
	健全育成	岩手県学童保育連絡協議会	事務局次長	橋本 有紀	
		岩手県社会福祉協議会・児童館部会	副部会長	熊谷 幸一	欠席
	福 祉	岩手県民生委員児童委員協議会	副会長	米田 ハツエ	
		岩手県児童養護施設協議会	会長	千葉 寛	
岩手県母子寡婦福祉連合会		会長	松本 笑子		
学識 経験者	大 学	岩手県立大学社会福祉学部	教授	遠山 宜哉	
		盛岡大学短期大学部	教授	大塚 健樹	
その他 知事が 必要と 認める者	行 政	釜石市	子ども課長	高橋 千代子	欠席
		岩手町	町民課長	澤口 寿	
	教 育	岩手県小学校長会	大慈寺小学校長	藤川 ひとみ	
		岩手県中学校長会	常任理事	高橋 清之	
	保 健 医 療	岩手県医師会（小児科）	常任理事	山口 淑子	欠席
		岩手県医師会（産科）	常任理事	吉田 耕太郎	欠席
	労 働	岩手経済同友会	専務理事	鈴木 修	欠席
		日本労働組合総連合会岩手県連合会	会長	豊巻 浩也	
報 道	岩手朝日テレビ	総務部副部長	小野寺 洋美		

【事務局】

部局名	課室名	職名	氏名
保健福祉部		保健福祉部長	根子 忠美
	子ども子育て支援課	総括課長	南 敏幸
		主幹兼子ども家庭担当課長	小野寺 嘉明
		少子化・子育て支援担当課長	高橋 一志
		主任主査	菊地 浩記
		主任主査	及川 有史
		主任主査	大内 毅
	障がい保健福祉課	こころの支援・療育担当課長	小川 修
主事		石川 豊	
教育委員会事務局	学校教育室	指導主事	武藤 美由紀

【関係部局】

部局名	課室名	職名	氏名	備考
秘書広報室	秘書課	管理課長	藤本 さとえ	
総務部	総務室	主査	松森 英子	
政策地域部	政策推進室	主任主査	鎌田 伸二	
環境生活部	環境生活企画室	企画課長	工藤 啓一郎	
	若者女性協働推進室	主任主査	小田島 高志	
保健福祉部	保健福祉企画室	企画課長	伊藤 信一	
商工労働観光部	商工企画室	企画課長	永井 榮一	
農林水産部	農林水産企画室	主任主査	阿部 真治	
県土整備部	県土整備企画室	主任	葛巻 賢二	
復興局	復興推進課	推進協働担当課長	菊池 学	
教育委員会事務局	教育企画室	主任主査	安齊 和男	
警察本部	警務部警務課	課長補佐	古舘 常夫	

岩手県子ども・子育て会議「支援計画部会」の会議結果の報告について

平成26年度第2回岩手県子ども・子育て会議「支援計画部会」を開催しましたので、その内容について、次のとおり報告します。

1 会議日時等

- (1) 会議名称 平成26年度第2回岩手県子ども・子育て会議支援計画部会
- (2) 日 時 平成26年9月12日（金）13：30～15：00
- (3) 会 場 岩手県民会館 4階 第3会議室

2 議事内容

岩手県子ども・子育て支援事業支援計画（案）について

主な質疑は次のとおり。

- (1) 量の見込み、確保方策のデータについて

Q：市町村の量の見込み、確保方策の数値は出せないのか。

A：数値の報告は頂いているが、平成29年度以降にも待機児童が発生していたり、趣旨と十分な整合性がとれていない。今後精査が必要。

なお、国からは10月1日までに、基礎資料（予算要求データ等）として数値の提出を求められている。

- (2) 幼保連携型認定こども園の手続きの簡素化について

Q：幼保連携型認定こども園の手続きの簡素化は今後も続く見込みなのか。

A：計画期間終了後も続くもの。

- (3) 放課後健全育成事業との連携について

Q：放課後児童クラブは、市町村でも情報が十分でなく、小学校や保育所等とも連携されていない実態がある。

A：小学校や放課後児童クラブとの連携は必要であり、今後内部で検討したい。

- (4) 計画の具体策について

Q：計画の具体策は記載されるのか。

A：当計画は、国の指針に基づき、計画に記載すべき事項が定められているもの。

具体策については、子どもプランに盛込めるか今後精査していく。

- (5) 事業に従事する者の研修について

Q：事業に従事する者の研修については「市町村が実施する研修等を支援する。」とあるが、放課後児童支援員等県が行う研修もある。県が行う研修は県が実施すると記載してほしい。

A：研修の実施主体を整理し、文言整理は精査する。

岩手県子ども・子育て会議子ども育成部会の会議結果の報告について

平成26年度第2回岩手県子ども・子育て会議子ども育成部会を開催しましたので、その内容について、次のとおり報告します。

1 会議日時等

- (1) 会議名称 平成26年度第2回岩手県子ども・子育て会議子ども育成部会
- (2) 日 時 平成26年9月10日（水）14：00～15：30
- (3) 会 場 泉金ビル 4階会議室
- (4) 出席者数 部会委員10名中8名出席

2 議事内容

- (1) 「いわての子どもを健やかに育む条例（仮称）の検討について」を議題として、意見交換等を実施したこと。
- (2) 事務局から資料に基づき、いわての子どもを健やかに育む条例（仮称）の骨子案について説明を受けたこと。
- (3) 4つの論点について意見交換等を実施したこと。主な意見等は次のとおりであったこと。
 - ① 条例において規定する役割等の主体の類型について
子ども・子育て支援団体や学校等の内容を分かりやすくして欲しい。
 - ② 各主体の役割について
学校等の役割として、もう少し踏み込んだ表現にしてはどうか。また、他の主体と同様、施策への協力を努めることを追加して欲しい。
 - ③ 条例における基本的施策について
若者への支援について、結婚支援と就労支援が分かるような表現が必要である。
 - ④ 条例骨子案におけるその他の項目について
条例は子どもが幸せになるものとしていく必要があり、「県民」の中には、子どもも含まれるという考えで進めて欲しい。

3 今後のスケジュール

事務局から、12月の第3回部会で条例案を示し、来年2月の県議会への提案の予定であることの説明があったこと。

新・いわて子どもプラン（仮称）の策定の考え方について

1 新プランの概要

- (1) いわて県民計画の残期間（平成 27 年度～平成 30 年度）に対応する領域別の実施計画として策定するもの。
 - (2) 次世代育成支援対策推進法が改正され、平成 37 年 3 月 31 日まで期間が延長されたことから、延長後の同法に基づく県の前期行動計画として策定するもの。
 - (3) 加えて、本プランを、平成 27 年 4 月に施行される子ども・子育て支援法（平成 24 年法律 65 号）に基づく新たな県子ども・子育て支援事業支援計画として位置づけるもの。
 - (4) また、現行プランでは、母子及び寡婦福祉法に基づく岩手県ひとり親家庭等自立促進計画を盛り込んでいることから、これらを一つの計画として位置づけるもの。
- ※ 子ども育成部会において検討している、子ども・子育てに関する施策推進のための条例の制定後は、当該条例に基づく計画としても位置付ける予定としていること。

2 計画期間

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間

3 策定方針・構成

(1) 基本方針（第 1 回会議で説明済）

プランの根拠となるいわて県民計画及び次世代育成支援対策推進法の内容が前回策定時と変更がないことから、現行のプランの策定方針・構成を引継ぎながら、新たに義務化された県子ども・子育て支援事業支援計画の内容を反映した構成とする。

(2) 主な改定事項

① 東日本大震災津波の発生に伴う支援等の反映

例) 序、第 3 施策推進の基本的な考え方の文中、及び P19 施策体系に朱書きで明示。

② 子ども・子育て支援新制度の開始に伴う支援の反映

例) 序、第 3 施策推進の基本的な考え方の文中、及び第 II 章各論中の青字で表示

③ 子ども・子育て支援法に基づく岩手県子ども・子育て支援事業支援計画の反映

例) 序、第 3 施策推進の基本的な考え方の文中、及び第 II 章各論中の青字で表示

④ 児童養護施設等の家庭的な養育環境の整備

例) 社会的養護体制の充実 (P40)

⑤ いわての子どもを健やかに育む条例（仮称）の制定に伴う整合性に配慮

例) 子どもの権利の尊重→P41「いわてのこどものけんりノート」の活用を追加
被措置児童虐待に対するマニュアルに基づく適切な対応について記載

⑥ 保育所での死亡事故を受け、事故防止の徹底について追加 (P36)

新・いわて子どもプラン

(仮称)

—改正次世代育成支援対策推進法による第2期岩手県前期後期行動計画—

(案)

平成 27 年 月

岩 手 県

ごあいさつ



国連児童基金（ユニセフ）では、かけがえのない子どもたちの命を守り健やかに育てる環境を確保することが、社会全体の発展の基礎になるという考え方を掲げており、わが国でも「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」という考え方が徐々に広がってきています。

本県においても、岩手の未来を担う子どもたちを健やかに育む環境づくりを進めるため、これまでに2回「いわて子どもプラン」を策定し、子育て中の家庭への支援、子育てと就労や社会参加の両立支援などの子育てにやさしい環境づくりを推進してまいりました。

しかしながら、本県の合計特殊出生率は低水準の中で横ばい状態にあり、子どもの健康や安全の進行は、子どもの健やかな成長に縮小などに影響を与えることになって、県民一人ひとりが安心して家庭や子育てに夢を持ち、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境の整備を進める必要があります。

今後作成

この「いわて子どもプラン」では、「いっしょに育む『希望郷いわて』」を基本目標とし、今後10年を展望して、昨年、策定した「いわて県民計画」を実現していくために、「ゆたかさ・つながり・ひと」を育むという視点を大切にしながら、本県の子育てにやさしい環境づくりや、子どもの健全な育成等を総合的・計画的に推進するための基本的な方向を明らかにしています。

また、次世代育成支援対策の総合的な推進を図るために、若者の家族形成から子育て中の家庭、子どもの健全育成へと、県民の皆様ライフステージに沿って切れ目のない支援を展開することとしているほか、岩手の子どもたちに期待する、子どもたちの主体的な活動についても盛り込んでいます。

「めんこいわらし（かわいい子ども）は岩手の宝。サケが上がって来て、白鳥が飛んで来るような水も空気もいい所で、皆ですける（助ける）から、わらしの面倒見やんすべ（見ましようネ）」

県民の皆様をはじめ、企業、団体、NPO、行政など、地域社会を構成する「私たち」の総力を結集しながら、行動していきましょう。

このプラン実現のため、ご協力とご参加をいただきますようお願いいたします。

平成22年3月

岩手県知事 達増 拓也

目次

序

1	趣旨	2
2	計画の性格	2
3	計画の期間	3
4	計画の推進	3

第Ⅰ章 総論

第1	子どもと家庭をめぐる状況	6
1	少子化の動向	6
2	結婚を取り巻く状況	8
3	子育て家庭の状況	11
4	子どもの状況	14
第2	3つの重視する視点	16
第3	施策推進の基本的な考え方	17
1	基本方針	17
2	施策の基本方向	18
3	施策体系	19
4	岩手の子どもたちに期待すること	20

第Ⅱ章 各論

第1	施策の具体的推進	22
1	若者が家庭や子育てに夢を持てる環境を整備する	22
	(1) 若者の豊かな心づくり	22
	(2) 若者の就労や交流活動の促進	23
	(3) 男女がともに子育てをする意識の醸成	25
2	子育て家庭を支援する	26
	(1) みんなで子育てを支援する地域づくり	26
	(2) 子育て相談や情報提供の充実	30
	(3) 親と子の健康づくりの充実	32
	(4) 保育サービスの充実	36
	(5) 子育てにやさしい職場環境づくり	38
	(6) 経済的負担の軽減	40
	(7) ひとり親家庭等への支援の充実(別掲)	41
	(8) 被災した保育施設の復旧と保育サービスの確保	42
3	子どもの健全育成を支援する	43
	(1) 地域における健全育成活動の推進	43
	(2) 岩手の食育の推進	44
	(3) 児童虐待防止対策の充実	46
	(4) 社会的養護体制の充実	47
	(5) 生きる力を育む学校教育の推進	48
	(6) 魅力ある社会教育の推進	49
	(7) 被災児童に対する支援の推進	50
第2	ライフステージ別の施策の展開	51
第4	県施策の評価の参考とする主な指標項目	52
1	「いわて県民計画」アクションプランにおける指標	52

第Ⅲ章 計画の推進

第1	計画推進のためのそれぞれの役割	56
1	家庭の役割	56
2	地域の役割	56
3	企業の役割	57
4	学校の役割	57
5	行政の役割	58
第2	計画の推進体制	59
1	県の推進体制	59
2	県民と行政が一体となった推進体制	59

いわて子どもプラン

序

序

1 趣旨

岩手県では、子育てにやさしい環境づくりをはじめとする次世代育成支援対策を推進するため、次世代育成支援対策推進法[※]に基づく前期行動計画を平成 17 年 3 月に、後期行動計画を平成 22 年 3 月にそれぞれ策定し、その推進を図ってきました。

その結果、子育て中の家庭への支援、子育てと就労や社会参加の両立支援などの子育てにやさしい環境づくりは一定の推進が図られてきました。

しかしながら、未だ合計特殊出生率[※]は低水準の中で横ばい状態にあり、子どもの数も減少しています。

こうした少子化の進行や、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災津波による被害に伴う子どもを取り巻く環境の変化は、子どもの健やかな成長や、社会の活力の低下、経済活動の縮小などに影響を与えることが懸念されていることから、将来にわたって、県民一人ひとりが安心して暮らしていくために、男女がともに家庭や子育てに希望を持ち、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりを進める必要があります。

このような状況の中で、次世代育成支援対策推進法の期限が平成 37 年度末まで 10 年間延長されたことを踏まえ、県の前期行動計画の取組をさらに充実発展させていくとともに、県民の参加を得ながら、社会情勢の変化や岩手県の実状に即し、今後 5 年間の次世代育成支援対策を総合的、計画的に推進するために、次世代支援対策推進法に基づく前期後期行動計画となる「いわて子どもプラン」を策定するものです。

2 計画の性格

この計画は、子育てにやさしい環境づくりをはじめとする本県の次世代育成支援対策を、県民、企業、NPO や行政など、地域社会を構成するあらゆる主体の理解と参画を得て、総合的・計画的に推進するための基本的な考え方と施策の基本的な方向を明らかにした実施計画です。

また、この計画は次世代育成支援対策推進法に基づく岩手県行動計画として位置づけられています。

加えて、岩手県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支援法に規定する県子ども・子育て支援事業支援計画）及び岩手県ひとり親家庭等自立促進計画[※]（母子及

[※] 「次世代育成支援対策推進法：急速な少子化の進行等を踏まえ、平成 15 年 7 月に制定された。地方公共団体、事業主に対して行動計画の策定を義務付けたが、平成 24 年 8 月の改正により地方公共団体の計画策定は任意とされた。」

[※] 「合計特殊出生率：その年次の 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むと仮定したときの子どもの数に相当する」

[※] 「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画：ひとり親家庭等の自立に向け、子育て・就業支援、養育費の確保等総合的・計画的な支援に取り組むため平成 22~~17~~年に策定された」

び寡婦福祉法に規定する母子家庭及び寡婦自立促進計画)が盛り込まれているほか、国の母子保健分野の計画である「健やか親子 21」に対応する県計画の内容も包含しているものとなっています。

3 計画の期間

次世代育成支援対策推進法は、平成 27年度から 10 年間の時限立法であり、前期行動計画期間を平成 27年度から平成 31年度までとし、後期行動計画期間は平成 32年度から平成 36年度までとされています。

このため、本計画の期間は平成 27年度を初年次とし、平成 32年度までの 5 年間とします。

4 計画の推進

この計画の推進に当たっては、「岩手県子ども・子育て会議」「子育てにやさしい環境づくり推進協議会」等の場を通じて県民の意向を反映させるとともに、国や市町村、関係団体等との緊密な連携を図ります。

計画の推進状況は、評価の参考とする主な指標項目により、毎年度評価しながら着実な計画の推進を図ります。

なお、主な指標項目は、県の県民計画に基づく指標としていますが、県民計画アクションプランの改定が平成 27 年度に予定されていることから、本計画に掲載した指標の見直しがあった場合にはこれに置き換えるものとします。

また、計画の推進過程における社会経済情勢等の変化によっては、必要に応じて計画の見直しを行います。

いわて子どもプラン

第I章 総論

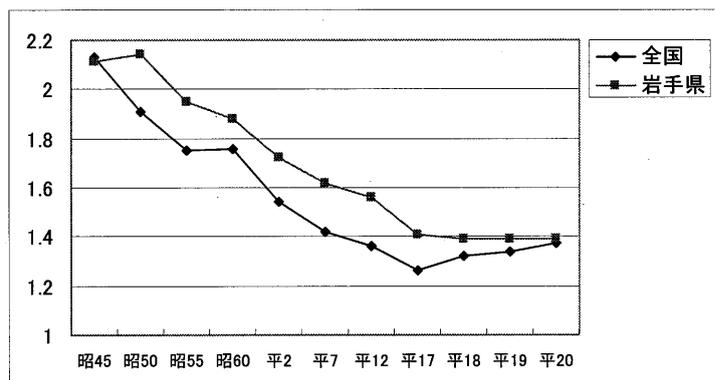
第 I 章 総論

第 1 子どもと家庭をめぐる状況

1 少子化の動向

- 本県の合計特殊出生率は、昭和 50 年以降低下してきましたが、平成 18 年からは 1.39 と横ばいになっています。
- 出生数は依然として減少しており、子どもの数の割合も一貫して低下しています。

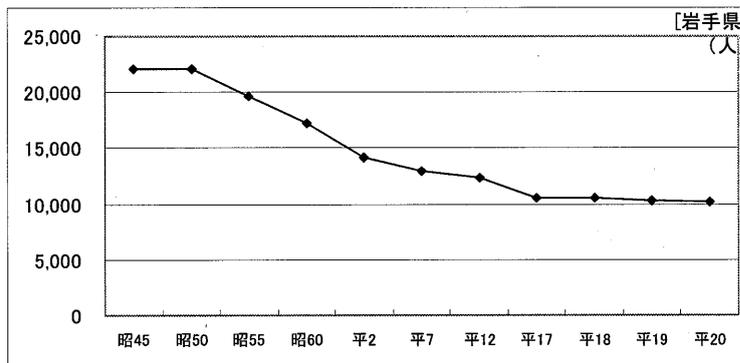
(合計特殊出生率の低下 —昭和 50 年以降低下し、低い値で推移—)



(資料：人口動態統計)

- 全国の合計特殊出生率は昭和 50 年以降、急速に減少し、人口置き換え水準である 2.08 を下回ったあとも低下を続け、平成 17 年には 1.26 まで低下しましたが、平成 18 年からは第 2 次ベビーブーム世代の 30 代の出産などにより、上昇に転じています。本県においては、その世代の影響が少ないことから、平成 18 年以降は横ばいとなっています。

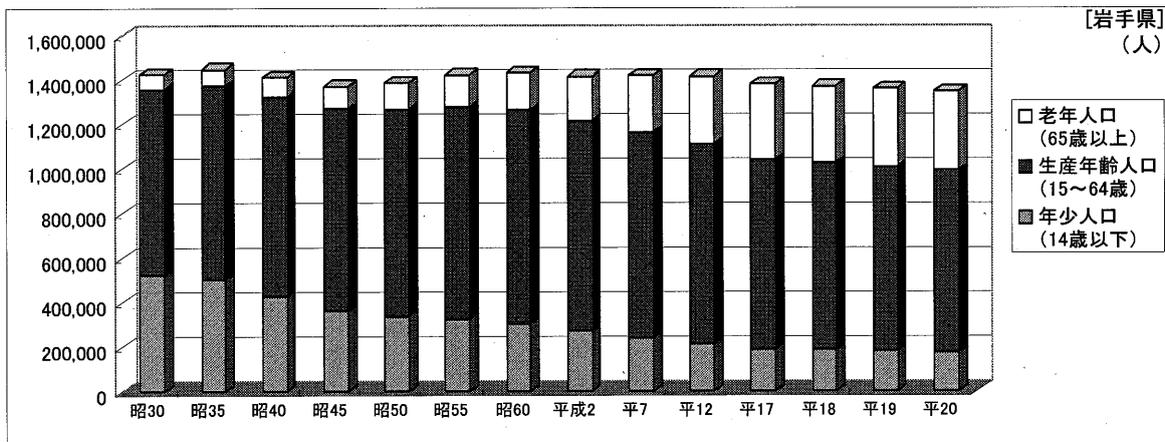
(出生数の減少 一昭和 50 年以降一貫して低下)



(資料：岩手県統計年鑑)

○ 本県の出生数は、昭和 50 年では 22,120 人でしたが、平成 20 年には 10,223 人と減少しています。近年は減少傾向が緩やかになっています。

(子どもの数の減少 一昭和 30 年をピークに減少)



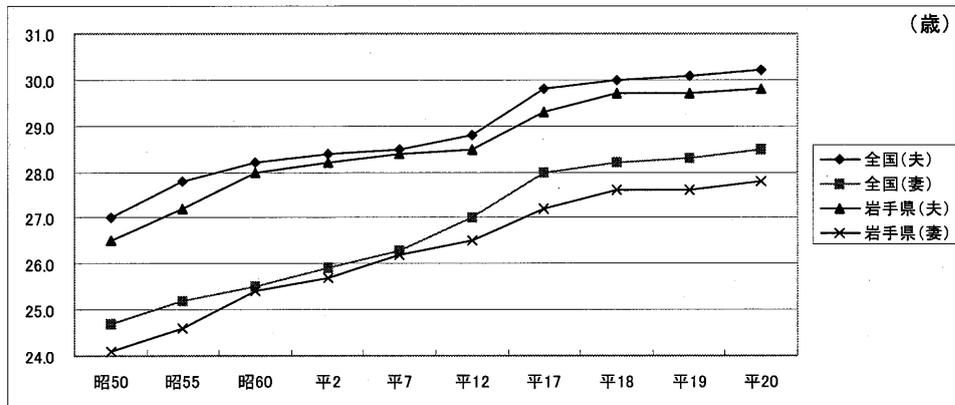
(資料：岩手県人口移動報告年報)

○ 14 歳以下の子どもの数は、昭和 30 年の 523,296 人から平成 20 年の 177,987 人へと減少しています。また、同様に県内の人口に占める割合も 36.6%から 13.1%となり、23.5%減少しています。

2 結婚を取り巻く状況

- 急速に進行している出生数の減少の要因として未婚化・晩婚化の進行があげられています。また、その背景としては、結婚相手となる異性と出会う機会の減少や不安定な若者の生活基盤などがあげられています。

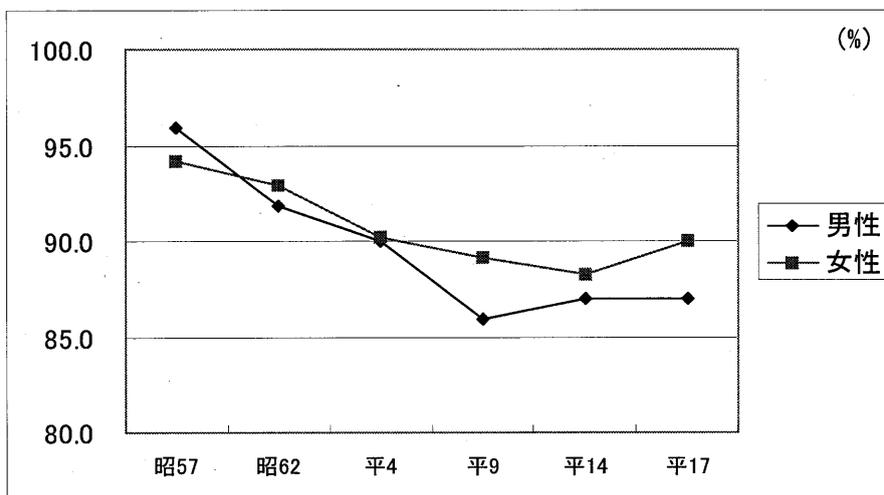
(平均初婚年齢の上昇 —— 一貫して上昇傾向 ——)



(資料：平成 20 年人口動態統計)

- 平均初婚年齢は一貫して上昇傾向にあり、昭和 50 年と比較し、平成 20 年には、全国、本県とも夫は約 3 歳、妻は約 4 歳、上昇しています。この晩婚化の傾向が晩産化につながっているものと考えられます。

(結婚の意思を持つ未婚者 —— 約 9 割が結婚の意思を持っている ——)



(資料：第 13 回出生動向基本調査)

- 結婚の意思を持つ未婚者は近年減少傾向にありましたが、平成 14 年以降、下げ止まりが見られ、男女とも約 9 割がいずれ結婚したいとしています。

(未婚率の上昇 - 女性の未婚率が大幅に上昇 -)

(単位：%)

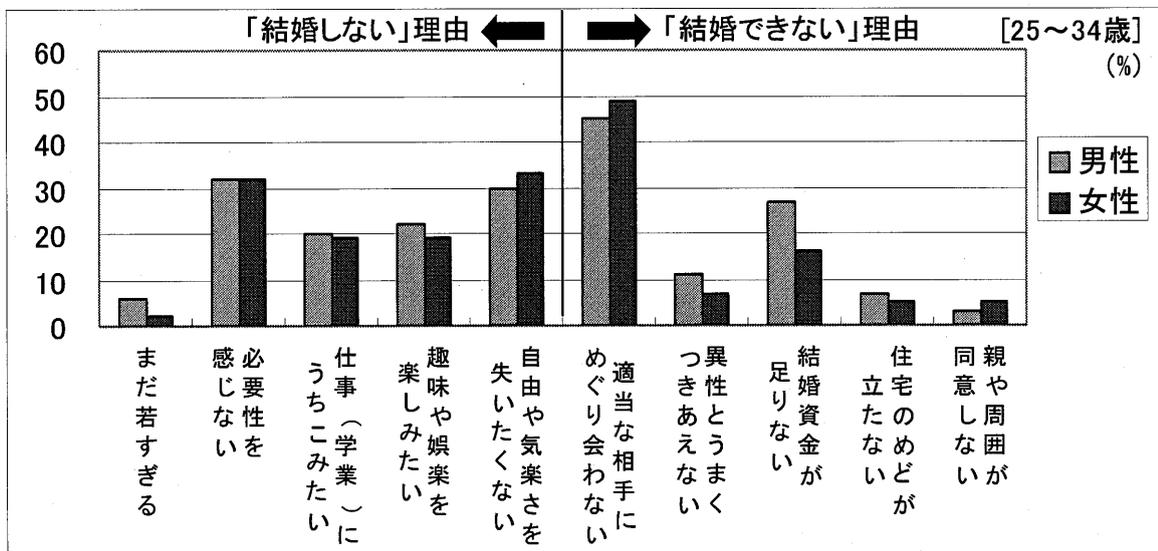
		25～29歳		30～34歳		35～39歳		40～44歳	
		平成2年	平成17年	平成2年	平成17年	平成2年	平成17年	平成2年	平成17年
男性	全国	64.4	72.6	32.6	47.7	19.0	30.9	11.7	21.9
	岩手県	61.7	64.6	34.9	44.4	20.0	32.7	10.9	25.8
女性	全国	40.2	59.9	13.9	32.6	7.5	18.6	5.8	12.2
	岩手県	37.9	51.1	12.7	28.3	6.6	18.0	5.1	11.1

(資料：国勢調査)

- 未婚率は男女を問わず、全国、本県とも大幅に上昇しています。特に、女性の未婚率の上昇が著しくなっています。

本県では、男性の「35～39歳」、「40～44歳」にかけての未婚率が平成17年には全国数値を上回りました。

(結婚していない理由 (25～34歳) - 適当な相手にめぐり合わない -)

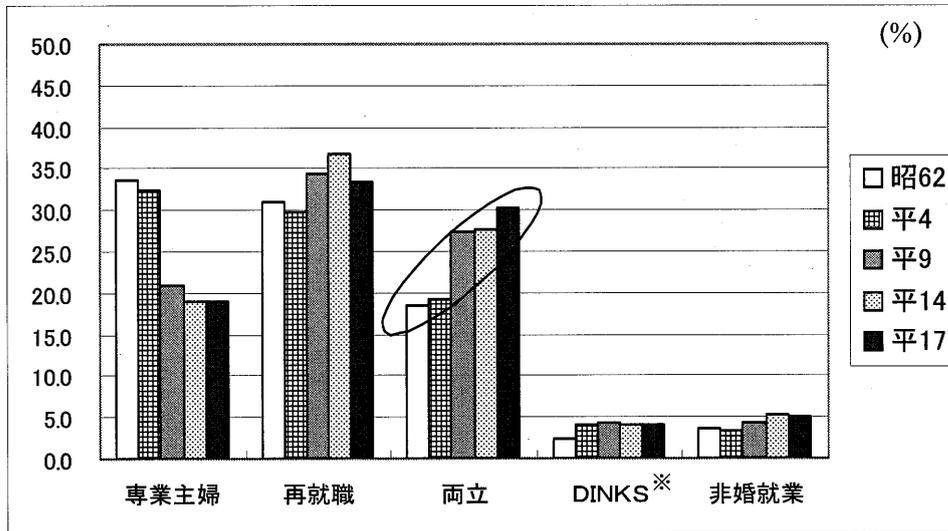


(資料：第13回出生動向基本調査)

- 25～34歳の未婚者が独身にとどまっている理由は、「適当な相手にめぐり合わない」が最も多くなっています。また、結婚しない理由として「必要性を感じない」、「自由や気楽さを失いたくない」といった項目も高くなっていますが、男性では、結婚できない理由として「結婚資金が足りない」との項目も高くなっています。

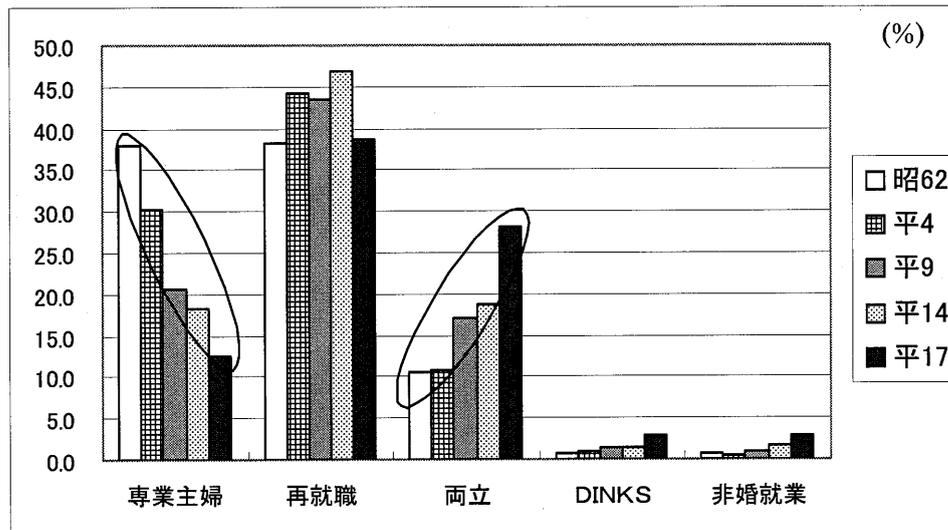
(希望するライフコース 一男女共に「両立」が増加)

女性の理想のライフコース



- ・専業主婦 (結婚し、家事や育児に専業する)
- ・再就職 (結婚し、一旦は仕事をやめるがまた再就職する)
- ・両立 (結婚し、家庭や子育てと仕事を両立する)
- ・DINKS (結婚し、子どもは持たずに仕事を続ける)
- ・非婚就業 (結婚せず、仕事を続ける)

男性が期待する女性のライフコース



(資料：第13回出生動向基本調査)

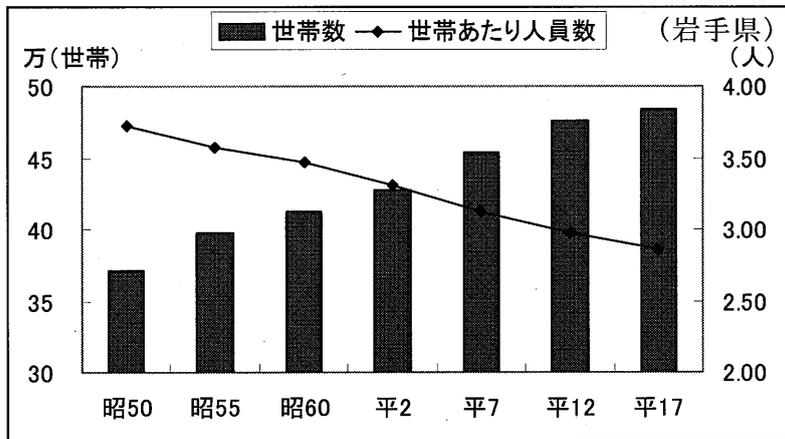
- 未婚の女性の理想のライフコースでは、仕事と子育ての両立が増加しています。また、男性が期待する女性のライフコースをみても、仕事と子育ての両立が増加しており、専業主婦を望む人は急激に減少しています。

* 「DINKS : Double income no kids の略。共働きで子どもがいない夫婦のこと」

3 子育て家庭の状況

- 核家族化の進行や、働き方の多様化、母子世帯の増加などにより、家族単位での子育てが重大な転機を迎えているとも言われており、社会全体で子育てを支援する必要性がますます高まってくるものと考えられます。

(世帯規模の縮小 - 世帯数は増加、世帯人員は減少 -)



(資料：国勢調査)

- 本県の世帯数は昭和 50 年は 371,782 世帯でしたが、平成 17 年には 476,398 世帯へと増加しています。その一方、世帯あたりの人員数は昭和 50 年には 3.73 人から平成 17 年には 2.86 人へと減少しています。核家族化の進行などにより、子育てについては親以外の家族からの支援が受けにくくなっていると考えられます。

(働く女性の状況 - 働く女性の割合は増加 -)

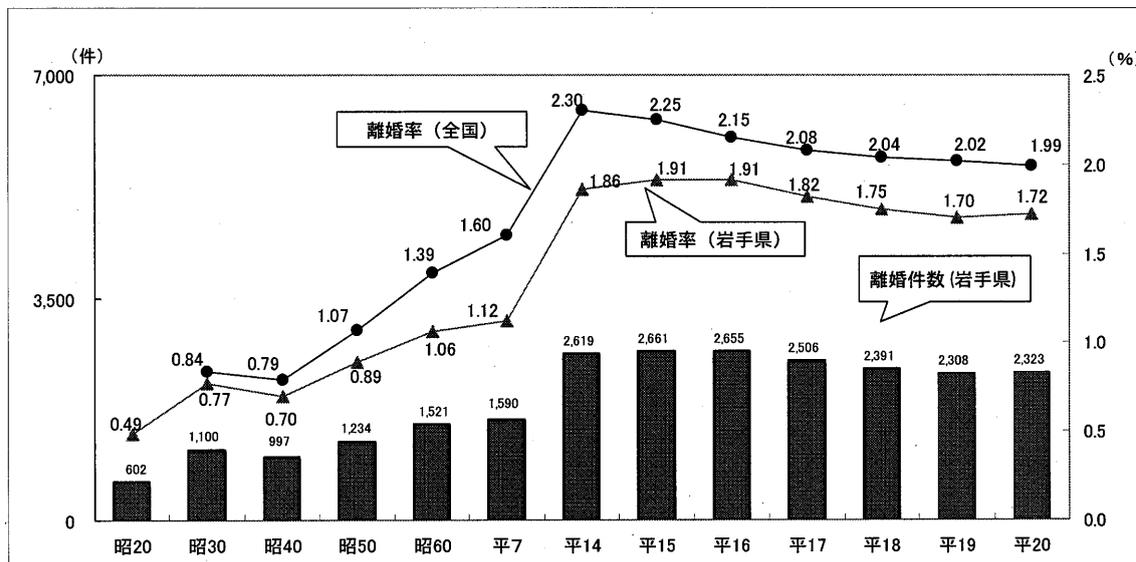
岩手県	昭和50年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
雇用者総数 (人)	370,241	453,661	488,882	528,990	540,204	512,009
女性雇用者数 (人)	131,899	179,606	202,516	221,962	231,155	227,429
女性雇用者の割合 (%)	35.6	39.6	41.4	42.0	42.8	44.4
女性生産年齢人口 (15~64歳) (人)	485,204	491,474	481,854	469,556	451,653	425,418
女性生産年齢人口に占める雇用者数の割合 (%)	27.2	36.5	42.0	47.3	51.2	53.5

(資料：国勢調査)

- 本県の働く女性の割合は、年々増加しており、平成 17 年では全雇用者数の 44.4% が女性雇用者となっており、女性生産年齢人口に占める雇用者数の割合は 53.5% となっています。

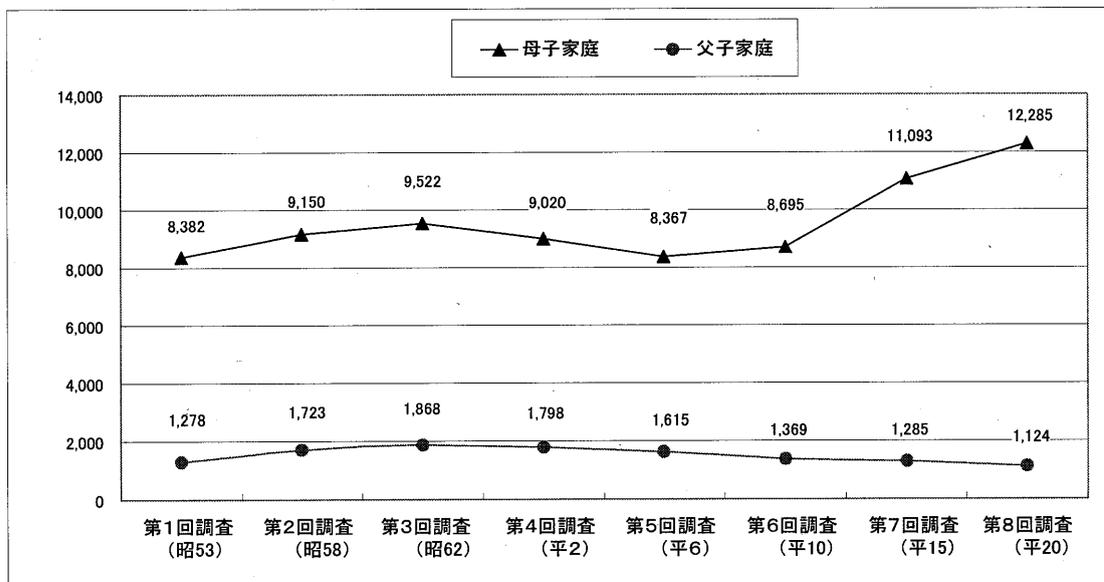
(ひとり親世帯の増加 -離婚件数は減少、母子世帯数は増加-)

離婚の状況



(資料：人口動態統計)

母子、父子世帯数



(資料：岩手県母子世帯等実態調査基礎調査)

○ 本県の離婚率は全国より低く、離婚件数も近年、減少傾向にあります。母子世帯数は増加傾向にあります。父子世帯数は減少傾向にあります。

(一般事業主行動計画策定※状況 一県内 300 社以上が策定一)

策定届の届出状況

[岩手県・平成 21 年 12 月末現在]

常時雇用する労働者数	100 人以下	101～300 人	301 人	計
策定届の届出状況	181 社	46 社	103 社	330 社

一般事業主行動計画において設定されている主な目標

- 1 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備
- 2 所定外労働の削減
- 3 育児・介護休業法等に基づく諸制度の周知
- 4 年次有給休暇取得の促進
- 5 子どもを育てる労働者が利用できる措置の実施

(資料：児童家庭課調)

- 県内では 300 社以上の企業等が一般事業主行動計画を策定しており、子育てにやさしい職場環境づくりの取組が広がっています。また、その目標としては、「育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備」などが多くなっています。

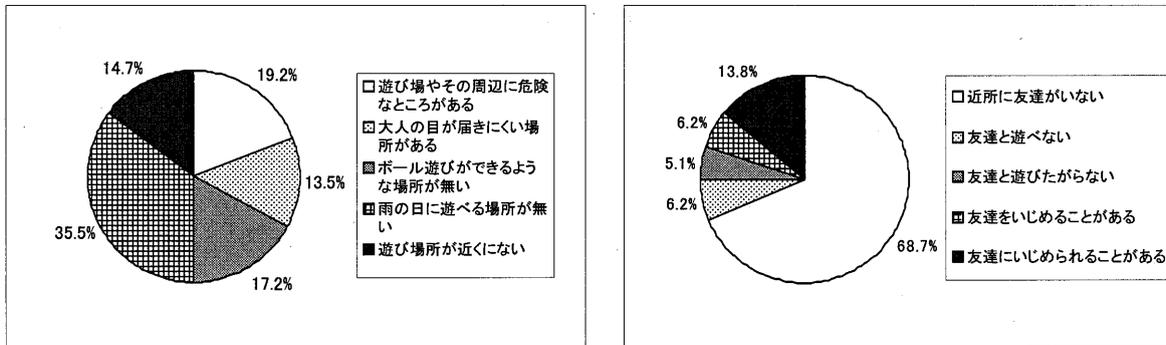
※ 「一般事業主行動計画：次世代育成支援対策推進法」により、301 人以上（平成 23 年 4 月以降は 101 人以上）の労働者を雇用する事業主は策定しなければならないとされている行動計画」

4 子どもの状況

- 家庭においては、子どもの数の減少などによって、異年齢の子どもたちでの遊びが減少するなど、子どもの自主性や社会性がはぐくまれにくくなることが懸念されます。

また、他にも、社会的支援を要する子どもが増加しており、特に処遇が困難なケースが増加しています。

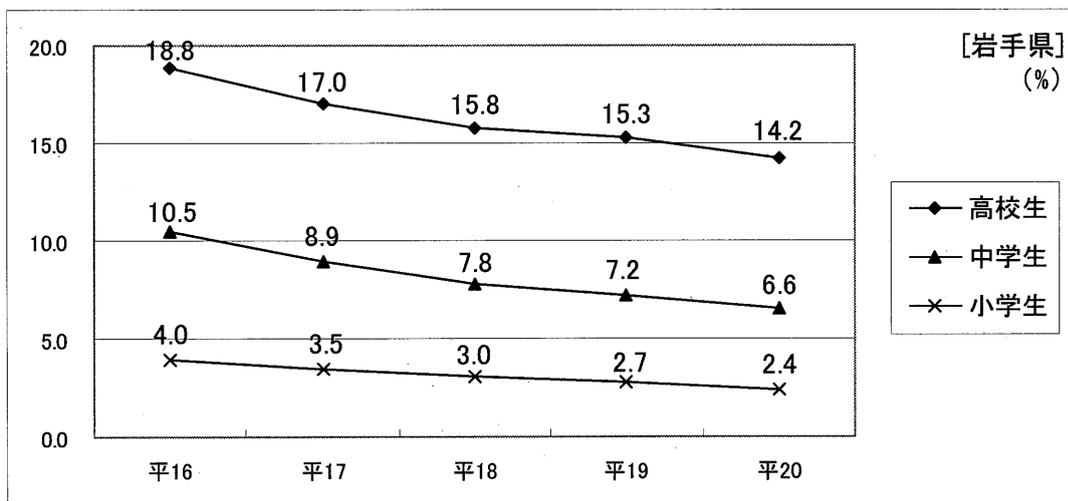
(遊び場所、友達との関係 - 近所に友達が少ない)



(資料：第6回(平成18、19年)21世紀出生児縦断調査結果)

- 遊び場所で気にかかることとしては、「雨の日に遊べる場所が無い」ことが多くなっています。また、友達との関係で気にかかることでは「近所に友達がいないこと」が高くなっています。

(朝食欠食児童の割合 - 減少傾向にある)



(資料：がん等疾病予防支援システム)

- 朝食を食べないことがある児童生徒の割合は減少傾向にあり、平成20年の割合は小学生で2.4%、中学生で6.6%、高校生で14.2%となっています。

(児童虐待相談状況 - 市町村での相談は増加-)

児童虐待相談処理件数

(単位: 件)

区 分	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
岩手県	178	243	593	656	746	756
うち 児童相談所*	178	243	277	303	288	273
うち 市町村	—	—	316	353	458	483
全 国 (児童相談所)	26,569	33,408	34,472	37,323	40,639	42,664

(資料: 福祉行政報告例)

- 全国の児童相談所*での児童虐待の相談処理件数は増加傾向にあります。本県においては、児童相談所での相談処理件数は平成 18 年以降減少していますが、平成 17 年からの市町村での相談処理件数は増加しています。

5 東日本大震災津波の発生による子どもを取り巻く被害状況

- 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災津波による被害に伴う環境の変化は、子どもの健やかな成長などに影響を与えることが懸念されます。

(被災による孤児・遺児の人数)

孤 児	遺 児	合 計
94 人	489 人	583 人

(子ども子育て支援課調 (発災時、県内居住児童数))

(児童福祉施設の被害 - 被害施設の約 60%が自施設で復旧・再開-) (単位: 施設)

種 別	震災前施設数 (A)	被災施設数 (B) (B/A%)	再開施設数 (C) (C/B%)	うち自施設再開 (D) (D/B%)
保育所	95	34	33	25
へき地保育所	1	1	0	0
児童館	36	4	3	1
放課後児童クラブ	62	14	14	6
子育て拠点	6	6	6	4
計	200	59 (29.5%)	56 (94.9%)	36 (61.0%)

(子ども子育て支援課調 (平成 26 年 7 月 31 日現在))

* 「児童相談所: 児童福祉司、児童心理司、医師、その他の職員により、児童に関する様々な問題についての相談、調査、医学的、心理学的、教育学的判定指導等を行う。県内には、福祉総合相談センター、一関児童相談所、宮古児童相談所の3箇所が設置されている」

第2 3つの重視する視点

「いわて県民計画※」では、「ゆたかさ」、「つながり」、「ひと」という3つの視点を踏まえて、私たちが実現していきたい岩手の未来を描き、その実現を支えていく地域社会の姿の一つとして「安心して子どもを産み育て、健康でゆとりを持って暮らしています。」という姿を掲げています。

このことから、「いわて子どもプラン」においても、「ゆたかさ」、「つながり」、「ひと」という3つの視点も踏まえながら、施策の基本的な考え方を定め、計画の推進に生かしていきます。

「ゆたかさ」を育む

岩手の歴史・風土や多彩な自然の中で、子どもたちがいきいきと健やかで思いやりの心を持って育つことができる「ゆたかさ」、子育てにやさしい住宅・交通環境の確保や、防犯、安全な食に対する知識の普及など、安心して子育てができる「ゆたかさ」を育みます。

「つながり」を育む

子育てで結ばれた地域内での「つながり」、親子の健全な関係を中心とした多様な世代の「つながり」、子どもの成長に応じた多様な交流や活動を通じて培われる地域間の「つながり」を育みます。

「ひと」を育む

人間性豊かな総合力を身に付けた未来の岩手の力となる「ひと」(子どもたち)をはぐくみ、地域の多様な子育て支援活動を担う「ひと」を育みます。

※ 「いわて県民計画：平成21年度から平成30年度までの10年を計画期間とする県の長期計画」

第3 施策推進の基本的な考え方

1 基本方針

**男女がともに家庭や子育てに希望を持ち、
次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくり**

本県では、全国的な傾向と同様に出生数の減少が続いていますが、その背景としては、未婚率の上昇や晩婚化の進行、仕事と生活を両立することができる環境整備の遅れ、子育てに係る経済や心身の負担などがあげられており、これらのことが家庭を持つことをためらわせたり、生む子どもの数を少なくする要因となっています。

また、東日本大震災津波により、特に沿岸部において多数の被災遺児・孤児が発生したほか、失業や勤務先の経営不振等による家庭の経済状況の変化、応急仮設住宅での生活の長期化、高台や内陸部へ転居など、子どもを取り巻く生活環境には大きな変化が生じています。

このようなことから、少子化対策や子育て支援施策の推進に当たっては、子育てに対する不安の解消をはじめ、男性を含めた働き方の見直しや多様な働き方の実現などを進め、被災地をはじめ、子育てをしているすべての家庭を社会全体で支える体制づくりが必要です。

併せて、親自身が親としての自覚と責任を持ち、家庭の果たす役割の大切さを理解するとともに、家族の深い絆のもとで、次代を担う子どもたちが健やかにはぐくまれる家庭環境づくりが大切です。

また、子どもを安心して生み育てていくことができる環境の構築など、少子化に歯止めをかけていくための取組が必要になります。

このため、「**男女がともに家庭や子育てに希望を持ち、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくり**」を基本方針として、総合的、計画的に施策を推進します。

2 施策の基本方向

次世代育成支援対策の推進に当たっては、これから家族を持つ若者の育成・支援や、現在子育て中の家庭への支援、さらには、子ども自身への支援が必要であることから、「若者が家庭や子育てに希望を持てる環境を整備する」、「子育て家庭を支援する」、「子どもの健全育成を支援する」の3つを施策の基本方向とします。

若者が家庭や子育てに希望を持てる環境を整備する

中高生と赤ちゃんとのふれあい活動や教育の場での結婚・子育ての大切さを学習する機会などを活用し、男女がともに子育てする意識の醸成を図ります。

また、平成27年4月からの「子ども・子育て支援新制度」による保育等を必要とする若者や家庭への計画的な教育・保育の提供や、若者の多様な交流活動の促進や、経済的に自立した生活を送るための就労支援など、若者が家庭を築くことや、子どもを生み育てることに希望を持てる地域を目指します。

子育て家庭を支援する

みんなで子育てを支援する地域づくりを推進するため、地域の関係者が参画する「市町村子ども・子育て会議」による多様な保育ニーズへの対応や家庭で子育てを行う若者に対する支援子育てを支援する団体の活動やネットワークづくり、人材育成などにより、地域のニーズに対応した子育て家庭への支援の充実を図ります。

また、仕事と子育ての両立のため、保育サービスの一層の充実や、子育てにやさしい職場環境づくりを推進します。

子どもの健全育成を支援する

子どもの健全な育成を図るため、家庭内での親子のふれあいや、遊びを中心とした子どもの主体的な活動、多様な世代との交流、健康・体力づくりなどを推進するとともに、東日本大震災津波による被災遺児・孤児への支援や心のケアを必要とする子どもへの長期的な支援等の施策を進め、豊かな自然や人と人とのつながりを大切にする岩手の良さを体感しながら、たくましく生きる「いわてっ子」の育成を支援します。

基本方針

男女がともに家庭や子育てに希望を持ち、
次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくり

施策の基本方向

1 若者が家庭や子育てに希望
を持てる環境を整備する

- (1)若者の豊かな心づくり
- (2)若者の就労や交流活動の促進
- (3)男女がともに子育てをする意識の醸成

2 子育て家庭を支援する

- (1)みんなで子育てを支援する地域づくり
- (2)子育て相談や情報提供の充実
- (3)親と子の健康づくりの充実
- (4)保育サービスの充実
- (5)子育てにやさしい職場環境づくり
- (6)経済的負担の軽減
- (7)ひとり親家庭等への支援の充実(別掲)

3 子どもの健全育成を支援する

- (1)地域における健全育成活動の推進
- (2)岩手の食育の推進
- (3)保護を要する児童等の福祉の推進
- (4)生きる力を^{はぐく}む学校教育の推進
- (5)魅力ある社会教育の推進

4 岩手の子どもたちに期待すること

この「いわて子どもプラン」を推進することにより、岩手の子どもたちが、豊かな自然や伝統文化の中で、岩手に愛情や誇りを持ち、人とのつながりを大切にしながら、多様な活動に取り組んでいくことを期待しています。

幼 児	小学生	中学・高校生
<ul style="list-style-type: none"> ・家族みんなで季節の行事や地域の活動に参加しています。 ・食事の後片付けや掃除などのお手伝いをおこない、家族の一員としての役割を担っています。 ・毎日の食事をしっかりとり、睡眠も十分にとっています。 ・元気に体を動かして遊んだり運動したりしています。 ・交通ルールを守った安全な暮らしができています。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・様々なことに興味や関心を持ち、進んで学んでいます。 ・近所や学校で友達と遊んでいます。 ・文化・スポーツ活動に進んで参加しています。 ・友達やグループで公園の清掃や福祉施設訪問など、様々なボランティア活動に参加しています。 ・遊びの時間と勉強する時間のバランスを考えた生活をしています。 ・赤ちゃんや小さな子どもとふれあう機会を大切にしています。 ・お年寄りのお話を聞いたり、一緒に遊んだりしています。 ・様々な分野の本に親しんでいます。 		
<div data-bbox="268 1473 654 1841" data-label="Image"> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・主体的に判断・行動し、積極的に自己を生かしています。 ・広い視野を持って多様な活動や青少年との交流活動に参加しています。 ・献血（16歳以上）に協力しています。 ・携帯電話やインターネットを正しく利用するためのルールやマナーを理解しています。 ・悩みや不安があるときは、周囲の人や電話相談などによるアドバイスを受けながら、解決するよう努力しています。 		